

会 議 の 開 催 結 果

1 会 議 名	令和4年度(2022年度)第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和4年(2022年)5月16日(月) 午後1時30分～午後2時50分
3 開催場所	中央市民会館4階 会議室A・B
4 会議の概要	<p>議 事</p> <p>(1) 令和3年度第2回介護保険運営協議会会議録について</p> <p>(2) 第8期計画期間中の介護保険施設等の公募について</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等の大規模修繕の選考基準について</p> <p>(4) 地域包括支援センターの事業報告について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開・一部非公開・非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	1名
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 TEL 963-9305 (直通)
9 その他	

令和4年度（2022年度）第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和4年（2022年）5月16日（月）午後1時30分～午後2時52分

場 所 中央市民会館4階 会議室A・B

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、三田寺委員、高橋(信)委員、加藤委員、菰田委員、中村委員、田中委員、得上委員、北山委員、新美委員、青木(衆)委員、吉尾委員、青木(真)委員、本間委員、堀切委員

事務局：中井地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼介護保険課長、関地域共生部地域共生推進課長、小林地域共生部地域包括ケア課長、相田地域共生部地域包括ケア課調整幹、山崎地域共生部介護保険課副課長、野口保健医療部副参事兼地域医療課長、櫻田保健医療部副参事兼健康づくり推進課長
外4名

傍聴人：1名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより令和4年度第1回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することになっております。

本日は、委員総数20名のうち16名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、佐藤委員、蔭山委員、高橋委員、につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

2 挨拶

司 会 それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

ます。星野会長、よろしくお願いいたします。

星野会長 改めて考えますと、私が大学に入って社会福祉を学んでいたときは、こういう計画というのはありませんでした。それがこういう形できちんとシステム化されたことで、それぞれの自治体も財務に対してきちんと予算取りをするという大変さがあると感じる一方で、単に予算を取るというだけではなくて、実のある、そして実態に即した、介護事業経営をやらなければいけないのではないかなと思います。ただそういったことに加え、このコロナ禍という状況を考えつつ、改めて実態に即した介護の体制というのは何なのかということを多方面から考えていかなければいけないという重大な局面に私たちはあるのかなと思っております。今日もまた皆様のお知恵をいただきながら、充実した議論になるようにお力添えいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、今年度の市の体制についてですが、本年4月に人事異動がありましたので、改めて出席職員のうち、管理職職員を紹介させていただきます。

地域共生部部長、中井でございます。

地域共生部部長 皆さん、本年度もよろしくお願いいたします。

司 会 地域共生部副部長兼介護保険課長の渡辺でございます。

副部長兼介護保険課長 渡辺です。よろしくお願いいたします。

司 会 地域共生部地域共生推進課長の関でございます。

地域共生推進課長 引き続きよろしくお願いいたします。

司 会 地域共生部地域包括ケア課長の小林でございます。

地域包括ケア課長 よろしくよろしくお願いいたします。

司 会 保健医療部副参事兼地域医療課長の野口でございます。

地域医療課長 よろしくよろしくお願いいたします。

司 会 保健医療部副参事兼健康づくり推進課長の櫻田でございます。

健康づくり推進課長 櫻田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

司 会 地域共生部地域包括ケア課調整幹の相田でございます。

地域包括ケア課調整幹 相田です。よろしくお願いいたします。

司 会 地域共生部介護保険課副課長の山崎でございます。

介護保険課副課長 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 では次に、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料は3点です。

まず、会議次第、別冊令和3年度（2021年度）第2回越谷市介護保険運営協議会会議録、あと右に資料1と書いてあります令和4年度第1回越谷市介護保険運営協議会、以上の3点でございます。

また、本日配付資料としまして、右上に資料2と書いてあります特定施設入居者生活介護と記載された地図と資料3、非木造社会福祉施設老朽度調査表の2点でございます。

資料の足りない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 では、本日の審議においては、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくさせていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議においても、会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

議 長 それでは、皆様のところには議事等配られていると思いますが、次第に基づきまして議事へと移らせていただきます。

この運営協議会の議事内容につきましては、越谷市審議会等設置及び運用に関する要綱第8条第1項に基づきまして、原則公開となっておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、事務局に伺います。本日の会議、傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

事 務 局 おります。

議 長 では、傍聴者の入室をお願いいたします。

〔傍聴者入室、着席〕

議 長 どうもお疲れさまです。では、傍聴される方をお願い申し上げます。会議中は、傍聴要領があると思いますが、そちらに記載されております内容をお守りいただきますようお願いいたします。

3 議 事

(1) 令和3年度第2回介護保険運営協議会会議録について

議長 長 それでは、次第に従いまして進めてまいります。本日は、内容から見ておりますと60分程度かと思っております。前後はあろうかと思っておりますが、皆様円滑な審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、こちらに皆様のお手元の資料、議事の中で4つほどが議題になっているのではないかと思います。まず、1番目から参りたいと思います。令和3年度第2回介護保険運営協議会会議録についてということですが、委員の皆様にはもう送られているのですかね。何かお気づきの点ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 長 では、特にご異論なければ、前回の会議の会議録につきましては承認させていただいたものとさせていただきますと存じます。

では、これはここで切らせていただきます。ありがとうございます。

(2) 第8期計画期間中の介護保険施設等の公募について

①令和3年度の公募結果について

議長 長 では、次の議事に移ります。

議事2、第8期計画期間中の介護保険施設の公募について。令和3年度3回目の会議が新型コロナウイルスの感染症の影響により実施することができず、令和3年度に行った公募の選考結果については、委員の皆様へ書面での報告ということであったと思います。皆様は、書面を御覧になって、話題になったものがこういうふうになったのだとご理解いただけたかと思いますが、改めて事務局から、選考結果に関する概要を説明いただくということでございます。

では、事務局の方、よろしくお願いいたします。

事務局 大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、第8期計画期間中の介護保険施設等の公募についてのうち、①令和3年度の公募結果についてご説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。令和3年度から令和5年度を事業計画期間とする第8期越谷市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画において、複数のサービスについて公募を行い、事業者を選定することとしております。令和3年度については、2ページに掲載しております選考結果についての表のとおり、5つのサービスについて公募を実施し、令和3年11月22日に開催いたしました、令和3年度第2回運営協議会において選考中の状況をご報告させていただきました。その際に、第3回目の運営協議会の場で皆様に公募結果を

お伝えする予定でした。しかし、今年2月の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、会議の開催をせず、書面での報告となりました。その内容について改めて概要をお伝えいたします。

資料の2ページにも掲載しておりますが、令和3年度に公募を行ったサービスにつきましては、グループホームについては2事業者、その他4サービスについては各1事業者ずつ選定し、全てのサービスについて目標数の事業者を選定いたしました。各事業者には、令和4年1月14日付で選定結果を送付いたしました。

事業者及び施設整備予定地については、資料の2ページの表のとおりです。また、施設の予定地につきましては、資料4ページに越谷市内の地図を載せておりますので、そちらでご確認ください。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスにつきましては、利用者が居住、もしくは通うようなサービスではなく、事務所を設置し、利用者の居宅へ訪問を行うサービスであることから、施設整備予定地については未定となっております。資料2ページの一覧表につきましては、市のホームページにも掲載をしております。

現在、いずれのサービスにおいても、第8期計画期間中に整備が終了し、今期の目標数を達成できる見込みです。市といたしましては、令和4年度の施設整備に係る補助金について、各事業者と協議を行い、円滑な施設整備ができるように進めております。

事務局側からの説明は以上となります。

議長 要は昨年度公募しました。そして、予定の目標の施設数のところについて決定をいたしましたということです。現在、公募の次の段階に進んだと、今後これについては整々粛々と準備を進めていくということだと思います。それに事業者が決定し、整備が進められているということについて事務局から説明があったわけです。

これについて何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

(2) 第8期計画期間中の介護保険施設等の公募について

②令和4年度の公募予定について

議長 では、次に参りましょう。これから公募をしていくという、これからの動きでございます。議題としては、(2)②令和4年度の公募予定について。次に、

②の公募予定について議論をしていきたいと思っております。

令和4年にサービスの公募を行うということになっておりますが、その公募の概要についてご説明いただきたいと思っております。資料としては5ページ目ですか。では、よろしく申し上げます。

事務局 それでは、第8期計画期間中の介護保険施設等の公募についてのうち、②令和4年度の公募予定についてご説明いたします。

資料1の5ページをお開きください。第8期事業計画期間中に公募を行う施設のうち、令和4年度に公募を行うサービスは1種類で、(介護予防)特定施設入居者生活介護でございます。なお、第8期計画において施設整備に関する公募を行うサービスは、特定施設入居者生活介護が最後となります。

特定施設入居者生活介護とは、老人福祉法上の有料老人ホーム等及び高齢者の居住の安定確保に関する法律上のサービス付き高齢者向け住宅で、食事や入浴、排せつ、その他の日常生活上の世話や機能訓練を介護保険サービス事業所としての指定を受け、介護保険給付として行うサービスでございます。

ここで資料の訂正がございます。5ページの上部、(1)公募を実施するサービス及び整備目標の表の中央部、現状(令和2年度末)の数字でございますが、こちら27施設(1,511床)となっておりますが、正しくは27施設(1,658床)でございます。ベッド数について1,658床で修正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

では、説明を続けさせていただきます。現在、特定施設入居者生活介護のサービスは27施設で行われており、ベッド数にして1,658床分でございます。このサービスの指定を行っている施設の内訳としましては、有料老人ホームが19施設、1,259床、養護老人ホームが1施設、49床、サービス付き高齢者向け住宅が7施設、350床分となっております。

令和4年度の公募につきましては、資料の(2)募集内容についての部分に概要を掲載しております。今回は、第8期事業計画に載せている1施設、60床の公募を実施いたします。

募集圏域についてですが、資料2の地図を御覧いただければと思います。こちらは、現在指定を行っている特定施設入居者生活介護の事業所の配置図でございますが、各日常生活圏域において偏りなく設置されていることから、今回の公募において特定の圏域に限定しての募集は行わず、市内全域とします。

施設の種別につきましては、住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向

け住宅のいずれかといたします。既存の施設と新設の施設のいずれも可能とする予定です。

ほかの施設と同様に令和5年度末までに整備を完了するものとして進めてまいります。

次に、事業者選考についてでございます。選定方法につきましては、令和3年度に特別養護老人ホーム1施設の公募を行った際のものと同じような形で進めていこうと考えております。前回同様に、星野会長、久保田副会長をはじめ、庁内関係部課長で選考委員会を構成し、公募資料とヒアリングについて採点をし、事業者を決定してまいります。

資料の6ページをお開きください。③採点項目概要でございますが、こちらも特別養護老人ホームの公募と同じ項目で採点を行う予定です。昨年度の運営協議会で委員の皆様から施設内での感染症対策や人材確保についてしっかりと対応している事業者を高く評価すべきとの意見がございました。

感染症対策につきましては、評価項目の2番目の建物関係、または5番目の施設運営関係の中で、また人材確保につきましては、4番目の職員・入所者関係の中で重点的に評価するように採点基準を作成していく予定でございます。

最後に、(4)事業者選考スケジュールでございますが、6ページに記載したとおりに進めていく予定でございます。公募の周知につきましては、6月末を目途に市ホームページに公募要項を掲載し、広報こしがやでも周知をしてまいります。

計画書の提出は、8月初旬から9月初旬までとし、10月初旬にヒアリングを実施してまいります。最終結果につきましては、11月末を目途に事業者に結果通知を送付する予定でございます。第8期計画期間中の竣工及び開設を目指しており、採択後から建設工事に着工する事業者が採択されることも考えられるため、今年度の公募につきましては、特別養護老人ホームの公募に比べて約1か月早く進めております。皆様には、今年度2回目の運営協議会の中で選考の進捗状況についてご報告させていただきます。

事務局側からの説明は以上でございます。

議長 確認ですが、第8期の計画の中で令和4年に特定施設入居者生活介護の施設整備の公募を行う必要があるということですね。その公募の進め方とか採点方法とかについて、皆様から何かご意見とかございますでしょうか。

A委員、何かありませんか。

A 委員 それでは、質問をさせていただきます。

特定施設入居者生活介護、こちらが介護保険のサービスの中では、24時間介護職員が在籍して、入居された方への生活介護をするという施設になっているかと思うのですが、こういう公募の際、総量規制の側面があるかと思います。質問がそれになってしまうかもしれないのですけれども、今後の方向性として、越谷市は長期的にはまだまだ必要性があるのかという点について教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局 では、お答えいたします。

今質問がありました特定施設入居者生活介護に関する総量規制でございますが、現段階では8期計画を作成した段階で必要と思われた数の公募を行っております。今後のサービスについては、継続的に必要かどうかということにつきましては、現状の分析などをしまして、その結果、9期に向けてどのような形で整備していくのかということについて今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議長 そうですね。だからこそ次の計画があるのだと思いますので。ありがとうございます。

B 委員 この募集内容の施設種別の中に既設、新設を問わないとなっておりますけれども、今既設で特定施設入居者生活介護の指定を受けていないところというのは結構あるのですか。

事務局 では、お答えいたします。

正確な数字ではないのですけれども、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅を合わせて20弱かと思われます。

B 委員 ありがとうございます。そうしたら、今ある20弱というのは、介護保険の対象になっていないということですか。

事務局 そのとおりです。

議長 ほかに何かお聞きになりたいこととか、ご意見とかございますでしょうか。C委員は何かありますでしょうか。

C 委員 例えば特定施設入居者生活介護というのが市内にはそれなりの数があるとは思いますが、実際に空いている状況であるとか待機者の状況であるとかというのは、何か把握をされていらっしゃるのでしょうか。

事務局 では、お答えいたします。

毎年有料老人ホームにつきましては、たしか8月頃だったと思うのですけれ

ども、各施設からデータを提供してもらっておりまして、ある程度は把握しておりますが、申し訳ありません、今正確な数字が手元にございません。私の記憶している中では、結構高い稼働率だったかと思われま。

C 委員 ありがとうございます。

議長 今ご指摘いただいたことってすごく大切なことで、有料老人ホームが最初は鳴り物入りですごくできた時期がありましたけれども、その後どうなのだろうか。少なくとも自治体というものがどれくらい理解しているのか、把握しているのかということのお問合せだと思います。大切なことだと思います。

ほかに何かご意見とかご質問とかございますでしょう。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 自治体が実際のところの展開をどれくらい把握しているのかということが問われます。また、それが今後の計画等に反映されると思いますので、そのような意味でいいご質問等のやり取りがあったのではないかなと認識しております。

では、また自治体として実態の把握についてきちんとしておくべきなのではないかということを含めて、ご意見があった旨を記録しておいていただければと思います。

(3) 特別養護老人ホーム等の大規模修繕の選考基準について

議長 では、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次に、(3)です。これも今日のメイン議題の一つなのですが、特別養護老人ホーム等の大規模修繕の選考についてになります。これも第8期の計画期間中に特養の大規模修繕を行うということになります。基本的に私たちが今急にこれから考えるというよりも、第8期の計画の中で考えられてメニュー化されてきたものを整々粛々とやっているというふうに認識しております。ではそれについて事務局からご説明いただければと存じます。

事務局 それでは、(3) 特別養護老人ホーム等の大規模修繕の選考基準についてご説明いたします。

資料の8ページをお開きください。第8期計画期間中に1施設の大規模な修繕に対して、予算の範囲内で補助金を交付する予定です。令和4年度中に対象となる事業者の選定を行い、令和5年度での補助金交付に向け、予算の確保に努めてまいります。

特別養護老人ホームにおいて、一般的な修繕の補助金については、市が単独

で補助するものとなっています。特例として埼玉県で新規の介護施設等の創設を条件とした修繕費用の補助や国で修繕箇所を限定した補助制度が存在しています。補助の内容や金額につきましては、越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱に基づいております。金額といたしましては、1床当たり100万円の補助額となっております。

補助の内容といたしましては、資料の中央部にあります3種類となっております。まず、ア建築後10年以上経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事及び外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事。イ建築後10年以上経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事。ウ上記ア及びイ以外の大規模な修繕で特に必要と認める工事。

令和4年3月に市内の特別養護老人ホーム14施設と養護老人ホーム1施設に対して、この補助金を活用した修繕の希望に関する調査を行いました。その結果が資料の(1)調査結果に示しているとおりにとなっております。5か所の施設から補助金活用の希望があるとの回答がございました。法人C以外の4施設では、改修内容としてアとイを挙げており、総事業費が1億円以上との回答がございました。法人Cの回答は、イの工事を行い、事業費は1億円未満の回答がございました。なお、市内において100床を定員とする特別養護老人ホームが半数程度を占めており、補助交付額が1床当たり100万円の上限額であることから、1億円を境に総事業費の目安を記載しております。

先ほどもお伝えしましたとおり、第8期事業計画において1施設の修繕に対して補助することとしておりますので、各施設に補助協議の案内を行い、事前調査と同様に5施設から希望があった場合、どの施設を補助対象とするかを選考していくこととなります。

事務局としましては、資料の(2)選考基準についての①から④の項目を基に補助対象事業者を選考していきたいと考えております。

詳しく説明いたしますと、まず①1級建築士が作成する非木造社会福祉施設老朽度調査表の評点による老朽度とありますが、こちらは本日配付しております資料3でございます。こちらは統一様式でして、老朽度を数値化して判定をする調査表となっております。裏面を御覧いただきますと、中段の右側に現存率に基づく評点、老朽度ということで、特に緊急を要するの特Aから必要ないのEまで判定できるものとなっております。

続いて、次に②現地調査としまして、市役所内の建設部門の職員と介護保険課の職員で現地に出向き、修繕箇所の確認を行います。現状の確認を行いまして、どのように利用者に影響を与えているかということを確認してまいります。

そして、①と②の基準で優越がつけられない場合は、③より古い施設を優先と④利用者の安全面に直結するものを優先、こちらも考慮し、対象施設を決めていきたいと考えております。

事務局側からの説明は以上となります。

議長 　　ただいま事務局からご説明いただきました。

大規模修繕について、本年度中に対象の施設を決定するということですが、決定方法などについて、皆様からご意見とかご質問とかありましたらお寄せください。

はい、どうぞ。

D 委員 　　今、この決定方法でいろんなことを審議していただいているのですけれども、これまでに至る前の維持管理を施設がどのようにやっているのか、ということの日頃から見えていないといけないのではないかと思います。要は、壊れているから直してくれと、だけれども、施設の中には一生懸命施設管理をして壊れないようにしているところもあると思います。壊れたほうが優先的にお金を使えるということは、非常に不公平ではないかと思うのです。今、介護施設はコロナで大変な状態にあるので、そこまで手が回らないけれども、その中でもきっちり施設管理、設備の点検をやってきたところには、やはりそれなりの優先度があってもいいのではないかなと。ただ、現実に壊れていないから直すことはないけれども、何かの形で、表彰するとか、別な形で恩恵を与えたらどうかと考えます。私、何箇所か施設に訪問しているのですけれども、施設によって相当の差があります。そういう現状が目に見えて分かるので、発言をさせていただきました。

議長 　　極めて説得力のある発言、どうもありがとうございました。

丁寧なメンテナンスをして心を込めてやっているところ、こういったところがもし老朽化しているのであれば、考えてあげてもいいのではないかというお話、ありがとうございます。

事務局から補足ありますか。

事務局 　　今D委員からご指摘がありましたとおり、確かに施設によって管理の仕方には違いがあるかと思っております。選考基準の②現地調査を行う予定ですが、

建設部門の担当者も同行しますので、その中で各施設がどのようなメンテナンスを行っているか記録であったり、点検表といったものの確認を行う予定です。あとは修繕をしたいという箇所についてヒアリングなどを行って、極力不公平感が生じないように調査をしっかりとやっていこうと思っております。ご指摘ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

E委員、何かありますか。

E委員 今5施設が名乗りを挙げているかと思えます。いずれも使用に堪えなくなりというような状況にあったと思うのですが、1施設だけ選んで修繕をするということですが、いずれも居住に堪えないというわけですから、全体を修復できるような何か工夫というのはできないものですか。ゼロか100みたいな考え方でいいのかなというちょっと疑問が。

議長 ありがとうございます。

今のご指摘は、1施設だけに限定してしまうということに対して、他にも修繕をせざるを得ないというニーズがあるから申請が上がっているにもかかわらずそれってどうなのか、ということかと思えます。事務局のほうから何かありましたら。

事務局 お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、5施設もこのような形で修繕をしたいと上がってきたことに対して、我々もなるべく多くの施設の修繕に補助が出せればと思っております。けれども、現状第8期事業計画におきましては、1施設の修繕と計画し、それを基に財政部局などとも調整しております。9期事業計画においてどのような形でやっていくかは、今後検討していく必要があるかと思えます。

また、こちらの要綱につきまして一つ申し上げておきますと、現在1床100万円につきましては、同じ埼玉県の補助や、さいたま市、川口市なども同じ規模でやっております。ほかの市町村と差が出てくることがないように、金額を変更することに対しても慎重に検討する必要があります。したがって、今回につきましては、1施設に対しての修繕を行って、今後どのように変えていくかを検討していこうと考えております。

議長 ありがとうございました。

今おっしゃっていただいたことは非常に重要なことで、造るのはいいけれど

も、当然老朽化するに決まっているわけですから、柔軟性の問題をどう考えるのか極めて重要なご指摘だったとっております。それはきちんと記録に残しておきたいと思っております。

はい、どうぞ。

F 委員 改修をしていただくのはすごくいいとは思いますが、その先、運営が継続できるのかもぜひ選考基準の中に入れていただきたいと思います。また、介護スタッフ側としても、介護のしやすさというのをすごく求めると思いますので、例えばユニットケアにするとか、そういう改修費についてもぜひこの選考基準の中に入れていただきたいと思います。たくさん意見が恐らく出るとは思いますが、そういったことも踏まえて事務局でまとめていただければなと思っております。

議長 貴重なご意見ありがとうございます。

今おっしゃったように次の展開をどれぐらい考えているのかというご指摘というのは、本当に素晴らしいご指摘だと思っております。実際選考は事務局が行うにしても、その辺りのいただいたご意見は参考にするようにしていただければなと思っております。

あともう一方、手挙げられた方。

お二方、どうぞ。

G 委員 先ほど予算を組んで、それを支出する以上は、調査をして確認をしてヒアリングをしてという内容で詰めていくよとお話がありました。その5施設の方々の切実な内容があると思うのですけれども、ぜひ切り捨てないで取り組んでもらいたいと思っております。

それとあと、修繕というのは、もしかしたらどの施設も同じような内容で同じような形の故障をしたり、また不具合が出たりがあるか分からないので、できれば調査する人は押しなべて見ていただきたいと思います。どういう内容に共通点があったり改善点があったり、そして施設が修繕後にどういう取組をして、以前とこういう違いを持ちながら大事に使っていただけたらいいかなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。今F委員がおっしゃったように、次の展開までどう結びつくのかというようなことも含めまして、非常に貴重なご意見だったと承っております。ありがとうございます。

あともう一方。

はい、どうぞ。

H 委員 4年ぐらい前だったと思うのですが、たまたま台風の後に特別養護老人ホームに訪問する機会があったのですが、1階部分が水浸しだったのです。そこが居室なものですから、利用者を2階とかに上げた大変な状況に出くわしまして、本当に利用者の安全性に直結するということをそのときにすごく感じたのですが、その施設がその後どうなったのかなと思ひまして、ちょっと気になりました。

それとあと、特養は越谷市内結構古いのもありますので、この大規模修繕という、1施設100万というのはかなり厳しいなど、感想として思ひました。

以上です。

議 長 肌感覚としては、1施設ということではちょっとシビアなのではないのと、それはおっしゃるとおりだと思います。実際財務との調整の中で、こういう方法を取らざるを得なかった、だからこそ次のキーをどう考えるのかという問題も出てくるのかなと承っております。いい意見が出ました。

何かほかにご意見ありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議 長 8ページ(2)のところは、ただ単に1と2の合算点というようなものではなくて、今皆様からいただいたご意見を踏まえた上で、ぜひ事務局で選考等に当たっていただければと存じます。

(4) 地域包括支援センターの事業報告について

議 長 次は、地域包括支援センターの事業報告になります。

これは、運協の直接のテーマかどうかというところとちょっと分かりにくいところもありますが、地域包括支援センターが地域を支えてくださっていると、その部分について運営協議会の立場からも何かアドバイスし、取り上げて、また提言できることがあればということで、ここに取り上げられているのだと思います。

では、事務局からご報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議事3番目の地域包括支援センターの事業報告について説明させていただきます。恐縮ではございますが、着座にて失礼させていただきます。

まず、お手元の資料1番の10ページ目をお開きください。まず、1番、地

域包括支援センターの概要でございます。地域包括支援センターにつきましては、現在12か所設置しており、全て業務委託により運営を行っております。その業務内容につきましては、図にございますとおり、大きく4つの業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つに分かれております。その運営に当たりましては、地域包括支援センター運営協議会の意見を伺いまして、適切、公平かつ中立な運営を確保することとなっております。本市におきましては、この介護保険運営協議会がその役割を兼ねておりますので、昨年度の実績について報告させていただくものとなっております。

初めに、12ページ目をお開きください。令和3年度の事業報告についてでございます。(1)総合相談支援につきましては、延べ件数で5万8,259件と、昨年度から8,794件増加しております。相談内容の内訳につきましては、軒並み増加傾向にございますが、特に居宅サービスに関することや医療・健康に関することの間合せが増加しております。

次に、14ページ目をお開きください。(2)権利擁護でございますが、①番の表を御覧ください。こちらは、成年後見制度に関する相談状況になっておりますが、こちらの件数が206件と、昨年度から72件と増加しました。

また、虐待疑いの相談状況につきましては②の表を御覧ください。令和3年度の虐待疑いの相談件数は119件と、昨年度から29件減少しておりますが、相談に伴う訪問件数は208件と、実態把握に取り組ませていただいております。虐待と判断した件数は55件と、昨年度から8件少なくなっておりますが、相談件数に対して虐待と判断した件数の割合は微増となっております。

続いて、15ページ目を御覧ください。(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業及び(4)①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業の実績につきましては、御覧のとおりとなっております。

次に、16ページ目を御覧ください。こちらの(5)地域におけるネットワークの構築に関することでございますが、②ネットワークの構築に関する現状のとおり、昨年度末の時点で507か所の事業所にご登録をいただいております。地域における高齢者の見守り等にはご協力をいただいているところでございます。

次に、17ページ目をお開きください。(6)地域ケア会議に関することでございます。地域ケア会議は、個別の事例の検討を通じて地域課題の把握や必

要な資源開発、地域づくりにつなげるもので、本市では地域包括ケア推進協議会での市全体のレベルの会議と地区レベルの地域包括支援ネットワーク会議、個別レベルのケース検討会議の3層構造となっております。ケース検討会議は、令和3年9月からZoomを活用したオンライン会議を開催しております。また、地域包括支援ネットワーク会議では、新型コロナウイルス感染症の影響で会議の開催ができない地区がございましたが、引き続き従来のグループワークに加えて個人ワークやテレワークを行うなどして、工夫をして実施しております。

続いて、20ページ目を御覧ください。こちら今後の課題と方向性でございますが、地域ケア会議で検討し見えてきた課題につきまして、令和2年度以降、表のとおり、新たに取組を進めたところでございます。

次に、22ページ目をお開きください。こちらでは、地域包括支援センターの事業評価の結果についてでございますが、こちらは全国の市町村で実施されている国で統一している評価指標に基づいて、令和3年度に調査した令和2年度の結果を記載したものでございます。設問は全55問で、半数以上の項目で全国平均を上回っております。今後も事業評価を活用しながら、各地域包括支援センターの体制強化に努めてまいります。

最後に、23ページ目を御覧ください。こちらは、令和4年度の事業計画でございますが、これまで同様、総合相談、介護予防ケアマネジメント、認知症総合支援などの事業に取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症により社会生活が制限される中におきましても、高齢者の住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、各種関係機関と連携し、地域の医療や介護支援に活用した取組を進めてまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

議長　今回、こちらの運協の中でも、こういった市としての地域包括支援センターの仕組みについて、特に虐待などを見ていると、二重の手間がかかっているのかなという感じがいたします。そういったところを市にご対応いただいている姿が数字などに示されたのではないかと承っておりますが、何かご意見とかご質問とか。

はい、どうぞ。

B 委員　2点ほどあります。15ページなのですけれども、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業と書いてあるのですけれども、最後のところに要支援1、2になった場合は、包括支援センターでプランをつくっていただくと言ってい

ます。その次に、指定居宅介護支援事業所に業務委託をすることが可能となっていますというのは、これは家族がお願いするよとということになるのですか。どういうシステムですか。

議 長 2つと承っておりますので、まず2つ承ってから事務局でまとめてお答えしたいと思います。

B 委員 もう一つ、19ページの地域包括支援ネットワーク会議の件数が書いてあるのですが、コロナ禍でなかなか実施が難しいというのを先ほどお聞きしましたが、令和3年度でいうと、2回やっているところと全然やっていないところってあると思うのです。その辺については、どのようにご指導というか、やってほしいとかということはあるのですか。

その2点をお聞きします。

議 長 申込みは家族ができるのかということ、もう一つは、取組のばらつきに対して自治体としてどういう姿勢で臨むかと、その2点でよろしゅうございますか。

B 委員 はい。

議 長 では、事務局から。

事務局 まず、1点目の指定居宅介護支援事業所へのケアプラン作成の業務委託についてですが、これは地域包括支援センターが原則的には作成することになっているのですが、居宅との間で包括と、委託契約を結んで要支援者に対するケアプラン作成を業務委託することができることになっております。基本的には先ほど申し上げたとおり、地域包括支援センターがケアプランの作成をしていくこととなりますので、まず包括にご相談をいただきまして、どこかの居宅にお願いしたいということがあれば、その相談を通してつなぎをしていくということになります。

議 長 家族がということ。

事務局 ご家族の方が直接ということではなくて、包括を通してという形になります。

B 委員 それで、ちょっと長くなるかもしれませんが、お聞きします。私はボランティアをしまして、そこでご一緒している方が地域包括支援センターでは手続をしたくない、と悩んでいらっしやいました。つい先日、介護認定を受けましたということで、要支援2なのだそうです。そうすると、地域包括に関わらないといけないのでどうしようと、その先が進めないということだったので。そういう事例ってないですか、地域包括支援センターを使いたくないという事例は。

事務局 今までの私の経験の中ではないのですけれども、もしそのようなことがあれば、市役所の地域包括ケア課にぜひご相談いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

B 委員 地域包括に何でもと、お年寄りなどは刷り込まれているから、そこが駄目だったらもう駄目と思われている方が多いようです。それで、ここに委託することができるということだったので市民ができるのかな、と思ってお聞きしました。すみません。

議長 イレギュラーなケースではあるのですが、しかるべき場所にまた相談等をしていただければということですね。

それから、もう一つの件、会議等にばらつきがあるのは、これはどうなのということなのか、それに対する自治体としての責任及び対応はどうするのかという。

事務局 19ページの地域包括支援ネットワーク会議の回数にばらつきがあるということに対してですが、基本的には各地域包括支援センターには、年2回ほどの会議の開催をお願いしています。ただし、令和2年度、3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がありました。この会議は地域の自治会の方や民生委員の方、関係団体、地域の方に集まっていただいて、顔の見える関係性をつくるほか、その地域でできることを話し合っていく会議になるのですが、コロナの影響での開催をためらうようなお話があるなど、会議の開催ができなかったという特別な事情がございます。

したがって、基本的には年2回の開催を目指していくということで変わりはないのですが、そういった社会情勢等の変化も見据えながら、開催回数については適宜検討して柔軟に対応してまいりたいと考えております。

B 委員 うちの地区では全然そういう会議はないようなのです。何か機会があればもうちょっと積極的にやってほしいなって思ってお聞きしました。

事務局 今後どうしていくかというような話については、地域包括支援センターの中でもまとまって、地域ケア会議検討部会を開いて協議をしているところですので、よろしくお願ひいたします。

議長 1つだけ。各センターのエリアで、それぞれ事情もあるでしょう、ニーズとか、工夫とか。そういったところは十分認識していただきたいということで、自治体にもその旨をお伝えさせていただくということになるかと思ひます。

どうぞ、お待たせしました。

I 委員 15ページのことなのですからけれども、ちょっと教えていただきたいと思えます。ケアマネジャー、サービス事業者からの相談・支援状況のことなのですが、例えばお願いしたケアマネジャーと合わないといった話を聞きまして、そういう場合は、ケアマネジャーを替えられますかということなのです。人によってとても言いにくい、いろんなことを話しにくいケアマネジャーと、とても相談しやすい方といろいろいらっしゃると思えます。私がちょっと聞いたのは、ケアマネジャーが利用者の方の意思をあまり尊重してくれていないような気がしてとても信頼できないということがありましたので。それを教えていただきたいと思えます。

議長 基本的にケアマネジャーは契約で、どのケアマネジャーを選ぶかは任意だと思えます。だから、替えるのは当然あり得ると思えます。ただ、ちょっとごめんなさい。一般論としては替えられると思えますが、ちょっと私自身が事実関係分からないので、何で不信感を持たれたのかという、コミュニケーションだけの問題なのか、それともケアマネジャーに思いが伝わらなかったのか、ちょっと何とも言えない部分がございます。

I 委員 皆様の希望しているのは、例えば知人などからこれだけのひどい症状だったら介護はもらえるよねという話を先に聞いてしまったりすると、支援1とか2の判定になると非常に不満に思う方がいらっしゃるのです。そこを分り合えないと、そこに不信感というか、ちゃんとしてくれないのかなと感じるわけです。ケアマネジャーには話をしやすい、聞いてほしいというところを実情として受け入れてくれないから、そういうなるのではないかと思えます。利用されるのは高齢の方ですから、やっぱり自分の思いを一生懸命聞いてくださいという部分が替えられないかという話として出てきたのではないかと思えます。そこで、ではケアマネジャーを替えてもらいたいといったときはどこに言いに行ったらいいのでしょうかということなのです。教えていただきたいと思えます。

A 委員 先ほどからご質問いただいているところなのですからけれども、まず先に確認させていただきたいのが、ケアマネジャーという言葉なのですからけれども、ケアマネジャーというのは居宅介護支援事業所で働いている介護支援専門員の方を指しますので、先ほどの支援1、2に軽くついてしまうということであれば、包括の職員の方を替えられるのですかという質問にも聞こえなくはなかったのです。地域包括支援センターの方であった場合にはケアマネジャーではない、ま

ずそこです。居宅介護支援事業所で働いているケアマネジャーを替えられますかという件に関しましては、変更が可能ということで、その際には居宅介護支援事業所の新しい、次にお願いするところの方と契約を結んでいただければ、その方が前任の方に契約終了の旨の連絡等をするのと介護保険制度では決まっていますので、利用される方が直接あなたを替えたいと言わなくても済むようにはなっています。

ただ、地域包括支援センターの職員を替えたいという話であった場合には、それについては私からはちょっと回答ができないのですけれども、何となく趣旨としまして、要介護認定がつくと思っていたのに要支援1、2であったという場合であれば、地域包括支援センターの方を替えたいという話なのかなと思って聞いていました。この場合については事務局から説明をお願いいたします。

事務局 要支援1、2の方のケアプランの作成については、地域包括支援センターの職員が行うということになっているのですけれども、もし包括職員のプラン作成で何か不信感があるなどで、ちょっと替えたいというご意向があつて、なおかつ言いづらいということがあるのであれば、それは市役所に地域包括ケア課という地域包括支援センターを統括している課がございますので、ぜひご相談いただければと思います。できる限りでの調整させていただこうかと思えます。

議長 A委員、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

D委員 私も、時々聞くことがあります。受け持ってもらった地域包括支援センターの方とソリが合わないといったとき、地区の地域包括支援センター内の職員で融通を利かせてやってもらっているというのが現状です。センター内で結構融通が利くのではないかなと思います。

議長 あともう一方おられた。

J委員 2つほどちょっとご質問があるのですけれども、その前に今I委員とかD委員のお話を伺っていて、役所の方の対応の仕方というのが事務的であると、あの人は嫌だとか冷たいとか、今まで頑張ってきたのにとか、そういうようなことまで発展していくことがあります。お役所の方には、とにかく聞いてあげる、事務的ではないように努めていただきたいなと思っているのですけれども、お二人の話の感想です。

それから伺いたいのは、13ページの上の表ですけれども、表の数字を見ておりましたら、桜井、大袋、蒲生、この辺りの人数が多いところなのですけれ

ども、桜井と大袋とかは数字が多いのですけれども、蒲生が相当な高齢者がいる割には何か数字が少ない気がします。これは何か蒲生が努力しているとか、何か事情があるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

それからもう一点ですけれども、20ページのDの一番下、全ての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置予定という、この意味がよく分からなかったのを教えていただきたいと思います。それから、その下の多職種連携の協働ということがあるので、介護支援専門員と民生委員の連携会議の開催という辺りを、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ひとまず13ページについて、それからこの用語の説明です。この辺りを手短にお願ひします。

事務局 確におっしゃるとおり、桜井ですとか大袋、蒲生というのは高齢者人口が多い地区トップ3に当たるのですが、その中でも蒲生地区においては相談件数が少ない状況です。この相談件数の捉え方については、地域包括支援センターの業務手引で集計方法を示しておまして、特段差異があるということではないのですが、蒲生地区に関しては、令和3年度に限らず、ずっと高齢者人口の割には相談件数が少ない状況が続いておまして、これははっきりとした理由というのは不明ですが、地域性とか、そういったものもあるようには感じております。

次に、20ページの課題と方向性のD、地域包括支援センター等の周知で、全ての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置予定ということでございますが、これは今12か所の地域包括支援センターを設置しているのですが、北越谷地区につきましては、荻島地区センターの中に荻島・北越谷という2地区を見る形で包括を設置しております。これは、将来的には北越谷地区にも地域包括支援センターを設置して、全ての日常生活圏域へ設置できるように予定しているものでございます。

最後に、多職種協働研修の開催ということでございますが、地域包括支援センターにおいては、多職種との連携というものが非常に重要でございまして、医療の専門職や介護の専門職、地域の方、民生児童委員の方、そういった方との連携というものが非常に重要だと捉えておまして、こういった多職種協働研修を、機会を捉えて実施しておりました。現在は実施していないのですが、過去に介護支援専門員と民生委員が関わる機会が少ないということで、介護支

援専門員と民生委員が一堂に会して顔の見える関係性づくりを行う連携会議を実施したものでございます。今後も、多職種の方との連携というのは非常に重要だと考えておりますので、こういった連携会議、または、研修会などについても実施してまいりたいと考えております。

以上です。

J 委員 　よく分かりました。ありがとうございました。

議 長 　ここでちょっと押さえておきたいなと思いますのは、こちらの運協でやるということであれば、会議等の回数みたいなものをこういった数値を見たときにどういうふうにかえるのかということ、それからあと、相談件数というものと人口比が必ずしも比例していないような場合、それをどういうふうにかえていったらいいのかということは、やっぱりこの自治体として考えていかなければいけないことなのかなと思いますし、ここでの議題として挙げていただき、それをまた検討していただくというのは非常に重要なことになってくるのではないかなというふうに思っております。

では、大体皆様のご意見も終わったのではないかなというふうに思います。では、今日事務局のほうからご用意いただいた4つの議題については、議事は終了となると思います。

ほどよい時間をちょっと超してしまいましたが、では進行は、議長の任を解かせていただきたいと思います。

司 会 　星野会長、ありがとうございました。

4 その他

司 会 　それでは、事務局より2点ご連絡させていただきます。

まず、1点目ですが、次回の会議につきましてでございますが、具体的な日程は正副会長と調整させていただき、改めて皆様にご連絡させていただきます。

次に、2点目ですが、本日の会議録につきまして、後日作成できました段階で、委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議で確定していただければと考えております。

5 閉 会

司 会 　それでは、閉会の言葉を星野会長からお願い申し上げます。

星野会長 　予定より20分ほど超してしましまして、失礼いたしました。ただ、皆様と

ご議論させていただいてすごくよかったなと思っております。これは、私は皆様だからこそ分かるかなと思いました。人口が多ければ相談件数も増えるだろうと思っていたら、そうではないとか、地域包括支援センターによって会議の回数が違っているとか、それからあと、修繕というのも単にしゃくし定規に点数つけて、何点中何点だからというふうで切るのではなくて、メンテナンスとか次の展開とか、そういったところの一ひねりやったご意見を承って、事務局のほうもまた今後の自治体としての責任を果たす上での非常に参考になったものと思われまます。どうも今日はありがとうございました。

司 会 ありがとうございます。

では、以上になりますけれども、委員の皆様、本日はありがとうございました。